

令和5年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月13日(木) 午前9時30分から10時10分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一榮 君
8番	柏田 雅俊 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (2人)

5番	高橋 克 君	9番	佐々木 喜克 君
----	--------	----	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第23号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第24号 職員の任命について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第4回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます。厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（大沢）	<p>本日、5番高橋克委員、9番佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、3番 三浦 弘文 委員と13番 竹原 誠 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第3 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（大澤）	<p>それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。</p> <p>今月の通知書の受理は4件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>1番、字熊野林後、田1筆、面積は5,061㎡です。所有者自ら耕作するため解約するものです。</p> <p>2番、大字扇田字七百刈、田1筆、面積は1,660㎡です。湿田で作付けに適さないため解約するものです。</p> <p>3番、字姥堤、田1筆、面積は1,984㎡です。賃借人の経営規模縮小のため解約するものです。</p> <p>4番、字姥堤、田1筆、面積は1,067㎡です。所有者自ら耕作するため解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第5号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、6番 高村 國昭 委員と16番 稲村 健一 委員です。調査委員席にご着席ください。</p> <p>（調査委員席に着席）</p>
議長（岩井）	<p>日程第4 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長（岩井）	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書の2ページ、参考資料の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>今月の許可申請は、1議案3件です。1番は贈与による所有権</p>

	<p>移転に関する件、2番と3番は、売買による所有権移転に関する件です。</p> <p>1番、大字上市川字池ノ堂向、字外ノ沢、田3筆、畑1筆、計4筆、面積は12,942㎡です。2番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、面積は2,295㎡です。3番、大字倉石石沢字石沢後、田1筆、面積は818㎡です。1番から3番は別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大、効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>2番の売買価格は、184,000円、10aあたり80,000円です。</p> <p>3番の売買価格は、66,000円、10aあたり80,000円です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、稲村 健一委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>稲村健一調査委員</p>	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の2ページ議案第21号と参考資料9ページをご覧ください。</p> <p>4月5日に、岩井会長と高村 國昭 委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は水稲とごぼうとながいもとにんにくを作付けするそうです。</p> <p>2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が高齢で管理できないため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は水稲を作付けするそうです。</p> <p>3番は、譲渡人と譲受人は知人で、2番の田んぼとあわせて1枚の田んぼとなっているため、一緒に売買するものです。譲受人は水稲を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第 21 号は、原案のとおり決定いたしました。調査員の方々ありがとうございました。指定席にお戻り下さい。
議長 (岩井)	次に、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 議案第 22 号の 1 番については、高村 國昭 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。
	(高村 國昭 委員 退席)
	それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	それでは議案書の 3 ページ、議案第 22 号をご覧ください。 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。五戸町長より令和 5 年 3 月 24 日付け五農林第 441 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 16 件で、合計面積は 93,337 m ² です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。 1 番から 8 番は、利用権設定による貸借です。9 番から 12 番は農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。 1 番、大字倉石石沢字砂地平、字平山、田、計 3 筆、面積は合計 12,355 m ² 。3 年 11 ヶ月の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 20,000 円、年 247,000 円です。ごぼう、ながいもを作付けする予定です。以上です。
議長 (岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質問・意見なし)
議長 (岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 22 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛

	成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第 22 号の 1 番は、原案のとおり決定しました。 ここで、高村 國昭 委員を入室させてください。
	(高村 國昭 委員、入室・着席)
議長 (岩井)	次に、議案第 22 号の 2 番について議題といたします。
	議案第 22 号の 2 番については、柏田 雅俊 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。
	(柏田 雅俊 委員 退席)
議長 (岩井)	それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	それでは、議案第 22 号の 2 番からご説明いたします。 2 番、大字倉石又重字宇槍水下夕、田、計 2 筆、面積は合計 3,162 m ² 。4 年 9 ケ月の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,500 円、年 17,391 円です。 以上です。
議長 (岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
13 番 (竹原)	作付けは水稻ですか
事務局 (小泉)	はい、水稻です。
議長 (岩井)	その他ございますか。
	(質問・意見なし)
議長 (岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 22 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長 (岩井)

全員賛成ですので、議案第 22 号の 2 番は、原案のとおり決定しました。

ここで、柏田 雅俊 委員を入室させてください。

(柏田 雅俊 委員、入室・着席)

議 長 (岩井)

次に議案第 22 号の 3 番から 12 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (小泉)

それでは議案第 22 号の 3 番からご説明します。

3 番、字姥堤、田、面積は 1,961 m²。3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 15,700 円です。

4-1 番、字熊野林後、田、計 2 筆、面積は 3,647 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。

4-2 番、字太平楽、字筒口川原、田、3 筆、面積は 8,939 m²。5 年の賃借料で賃借料は水利費です。

5 番、大字切谷内字菖蒲川上谷地、田、面積は 1,948 m²。5 年の賃貸借で、賃貸借は水利費です。

6-1 番、大字切谷内字元年沢、畑、面積は 1,803 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,300 円、年 15,000 円です。

長いも、ごぼうを作付けする予定です。

6-2 番、大字切谷内字元年沢、畑、計 2 筆、面積は合計 2,498 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 20,000 円です。長いも、ごぼうを作付けする予定です。

7 番、大字豊間内字上川原、田、面積は 1,622 m²。5 年の賃借料で賃借料は水利費です。

8 番、大字倉石石沢字山辺沢、樹園地、面積は 10,362 m²。10 年の使用貸借でさくらんぼを作付けする予定です。

9 番、字切谷内字上榊窪、畑、面積は 2,959 m²。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 30,000 円です。長いもを作付けする予定です。

10-1 番、大字倉石石沢字駒袋、畑、面積は 7,131 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 9,800 円、年 70,000 円です。長いもを作付けする予定です。

10-2 番、大字倉石石沢字駒袋、畑、面積は 5,778 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,300 円、年 60,000 円です。長いもを作付けする予定です。

10-3、大字倉石石沢字山辺沢、畑、面積は 1,552 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 15,000 円、年 23,200 円です。長いもを作付けする予定です。

11 番、大字倉石又重、上雨池、字西張平、字東ノ沢、字前田内沢、字宮台前、田と畑、計 15 筆、面積は合計 20,921 m²。20

	<p>年の使用貸借です。にんにく、長いも、シャインマスカットを作付けする予定です。</p> <p>12番、字毛無森、田、面積は3,699㎡。5年の使用貸借です。牧草を作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
15番（中川原）	4-1番、4-2、中市筒口土地改良区、それから5番はおそらく天満下改良区だと思うが、金額はわかりますか。
事務局（小泉）	4番の中市筒口の土地改良区は10aあたり4,000円、5番の天満下土地改良区も4,000円です。7番の浅水七崎は10aあたり5,000円です。
議長（岩井）	その他、ございますか。
13番（竹原）	5ページの8番について、さくらんぼときいたが、どのような経緯ですか。
事務局（小泉）	前所有者は小村こうすけさんで、借り人の叔父にあたり20年間以上、一緒にさくらんぼの手伝いをしていたそうです。前所有者が亡くなり、息子さんが相続しましたが農業をやらないということ、今後も農業をする予定もないことから、境さんに引き続きやってほしいということです。さくらんぼの木を貸すということは、機械も貸すということで、境さんがやれなくなった場合は木を切って、綺麗に整理してから返すということで、10年間お借りすると聞いています。
8番（柏田）	参考までにお伺いしたいのですが、貸借の関係で亡くなった地権者の名義変更ですが、亡くなったとわかるのか、申請でわかるのか、それとも役場の横との連絡で亡くなったとわかるのか、改良区に来た文書で近い将来、改良区で貸借を簡単にできるようなことになるようなことになる名義人がなくなった場合、申し出がないと改良区ではわからないので、どのようになっているのか、役場の中では横の連携でわかるのか、教えてほしい。
事務局（大沢）	住民課からの死亡届が自動で連絡が来ることで確認している。

	この情報をシステム入力することで管理している。役場の横のつながりです。
議長（岩井）	その他、ございますか。 (質問・意見なし)
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 22 号の 3 番から 12 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第 22 号の 3 番から 12 番は、原案のとおり決定しました。
議長（岩井）	次に、議案第 23 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の 9 ページ議案第 23 号と参考資料の 15 ページをご覧ください。 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてで、ございます。1 議案 10 件です。 1 番と 2 番の字蟹沢の畑、2 筆及び 3 番の字堤沢の田、1 筆について令和 5 年 3 月 28 日に相続人から申出がありました。 4 番と 5 番の字中森の田、畑、2 筆について、令和 5 年 2 月 27 日に所有者から申し出がありました。 6 番から 10 番の上ノ沢の田、3 筆、字水盛の田、2 筆について、令和 5 年 3 月 24 日に所有者から申し出がありました。 10 筆すべて、20 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。 令和 5 年 4 月 5 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。 10 筆、12,412 m ² です。説明は以上です。
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
2 番（北村）	水盛地区はどの辺ですか。
事務局（小村）	手倉橋の豊田商店向かいの道路を入り、墓地を通過し、山側に

	<p>むかって登っていくとあります。</p>
議 長（岩井）	<p>その他、ございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 23 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 23 号は、非農地と判断することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 24 号「職員の任命について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の 10 ページ議案第 24 号をご覧ください。職員の任免について、でございます。五戸町農業委員会職員を次のように任免させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出向 令和 5 年 4 月 1 日五戸町長部局へ出向させる。 町屋 剛 2 任命 令和 5 年 4 月 1 日五戸町農業委員会職員に任命する。 小村 隆幸 <p>以上でございます。</p>
議 長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長（岩井）	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和 5 年第 4 回五戸町農業委員会総会を閉会します。</p>

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第4回五戸町農業委員会総会開催日時 令和5年4月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員